

第7回企業統計部会議事録

- 1 日 時 平成 20 年 7 月 25 日（金） 9:55～12:05
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 3 階 第 1 会議室
- 3 出席者 美添部会長、佐々木委員、高木臨時委員、塩路専門委員、菅専門委員、高田専門委員
審議協力者（内閣府、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、大阪府）
調査実施者（高見経済基本構造統計課長、小林産業統計室長ほか 2 名）
事務局（中田政策統括官、吉田国際統計企画官ほか 3 名）
- 4 議 題 経済構造統計の指定及び平成 21 年に実施される経済センサス－基礎調査の計画の承認等について

5 議事録

美添部会長 ただいまから「第 7 回企業統計部会」を開催いたします。

本日は、中田政策統括官が御出席です。一言ごあいさつをお願いいたします。

中田統括官 7 月 4 日付で統計基準担当の政策統括官を拝命いたしました中田と申します。よろしくをお願いいたします。

美添部会長 専門委員のうち、西郷委員が所用のため欠席と連絡を受けております。

なお、紙で意見をいただいておりますので、必要に応じて紹介します。

本日の議題は、「経済構造統計の指定及び平成 21 年に実施される経済センサス－基礎調査の計画の承認等について」であります。

前回において引き続き審議事項とされ、確認すべき点は 2 点ありまして、まず、調査票の第 4 欄「事業所の事業の種類・業態」の設計について、調査実施者から第 2 次試験調査の実施状況を報告していただき、これを踏まえて最終的な判断をすること。

第 2 点として、集計関連で、資本金階級区分について、調査実施者から報告をいただいで確認します。

この確認の後、答申案について御審議いただきたいと考えております。

本日、予定は 12 時までとなっておりますが、答申案を取りまとめる必要があります。時間配分は、前回の引き続き審議とされた事項について約 30 分程度、残りの時間を答申案文の検討に当てたいと存じます。場合によっては若干の時間延長もあり得るかもしれませんが、よろしく御協力をお願いいたします。

それでは、本日の配付資料と併せて、6 月 26 日木曜日に開催されました前回部会の結果概要について、事務局から説明をお願いします。

吉田企画官 それでは、資料の説明から。議事次第をご覧ください。4 の配付資料でご

ございますが、資料は1～4までございます。

資料1が「平成21年経済センサス基礎調査第2次試験調査における『4 事業所の事業の種類・業態』欄に関する意見等（暫定版）」でございます。

資料2といたしまして「『事業所の事業の種類・業態』欄の様式（案1～案3）のメリット、デメリット」でございます。

資料3といたしまして「『事業所・企業統計調査』及び『法人企業統計調査』における資本金階級の推移」でございます。

資料4は「諮問第8号の答申（案）」でございます。

それから、参考1といたしまして、部会長に作成していただきました今回の論点、第5回企業統計部会資料として出したものでございます。

参考2といたしまして、第6回企業統計部会結果概要でございます。

それから、席上配付資料といたしまして「調査票の記入のしかた」がお配りされているかと思えます。

資料の確認は以上でございます。

続きまして、前回部会の結果概要でございます。参考2をご覧ください。「5 審議の概要」以下、簡単に説明させていただきます。

大きくは「産業分類関係」と「集計事項関係」「準備調査票名簿関係」でございます。で、「産業分類関係」では、調査票の4のところで、付加価値の代替指標である従事者数の記入については、大規模な企業であれば書きやすいかもしれないけれども、零細とか小規模の事業所では難しいのではないかと。調査客体の記入しやすさの観点からは、もう一度検討が必要ではないかといった御意見がございました。

それから、2つ目のポツですが、試験調査で全く検証されていない調査票に変更するというのは不安がある。従事者数をベースとして、第2次試験調査の実施状況次第によっては、従来やっていた売上高でもって判断することを検討する必要があるのではないかとという意見がございました。

それから、第2次試験調査が実施されているということで、その記入状況を見て、次回の部会で決めてはどうなのかという御意見もございました。

こういった御意見を踏まえまして、今日の部会において実施状況を報告いただいて、その上で最終的な判断をいたしましようということになりました。

それから、代替指標に係る議論について、全産業を通じた議論がされたのかということと、付加価値と従事者数の関係が近い産業もあれば、売上高との関係が近い産業もあるということで、全体判断がされたのだろうかという御指摘がありました。

それから、製造業と卸売・小売業について、売上高で見ると分類は大分類レベルでありますけれども、移動するという問題がありましたけれども、そのほかにそういった問題があるところはないのか確認してほしいという御意見がございました。

それから、事業所・企業統計調査と商業統計調査における産業分類格付の一致状況につきまして、これは19年調査におきましては、全体として96%が一致しているということで経産省から御報告いただきました。今回の調査との関連で見ますと、特段の御意

見はなかったということでございます。

「集計事項関係」であります。資本金階級につきまして、商法の改正によって大会社の資本金額の範囲が変更になっているけれども、この階級区分の持つ意味、法人企業統計調査など、ほかの統計との整合性も報告してほしいという御意見がございました。

それから、今回の調査では行政記録を使って名簿等を整備するわけでありまして、調査結果の接続について何らかの工夫をしてほしいということでありまして、実施者の方から、行政記録から追加した事業所数がわかるような設計になっているという回答がありました。

「準備調査名簿関係」でありますけれども、他の調査の作成例等も参考にすれば、もっと効率化が図れるのではないかという御意見、それから、他の行政記録についても、もっと活用すべきではないかという御意見がございました。これにつきましては、現在、統計委員会の基本計画部会の下第4ワーキンググループで行政記録の活用に関する議論が行われているということで、その動向も踏まえてということでありまして、例えば、労災保険ですとか雇用保険情報の活用などについても検討していきたいという回答をいただいております。

前回の結果概要は以上です。

美添部会長 ありがとうございます。本日議論すべき論点が明確に確認できたと思われれます。

それでは、審議に入ります。初めに、調査票の4欄「事業所の事業の種類・業態」の設計について、これまでの審議の経緯を踏まえて論点を整理してみます。特に文書はございません。「調査票の記入のしかた」に類似した設計となっておりますので、これをご覧になりながら確認していただきたいと思っております。

最も大きな問題とされたのが、ここの(1)(2)(3)(4)で整合性が取れるのかどうかということです。4の(1)で、まず大分類に相当する業種をすべて選択させる、これが第1点です。

次に(2)で主な事業の内容を記述する際に、従来の事業所・企業統計調査とは変えて、分類に関する研究会の指摘を受けて、従事者数という基準を明示している点が特徴です。

(3)の生産品、取扱い商品については、やはり分類の適用に関する研究会の指摘を踏まえて、収入額の多い順に3つという従来どおりの記載をしている。

(4)の業態コードですが、ここは従来、項目をマークするようになっていたところを、番号を選択するという設計がやや違って見えます。基礎調査について、明確な記入の仕方の提示はないわけですが、お手元に配付している試験調査と類似の設計と予想しております。これについて、後ほど実施者から説明をいただければと思います。

論点ですが、まず1番目に、分類の基準は付加価値であることが研究会からの確認事項で、この基準は大分類に限らず、中分類以下にも適用されることは明確である。これについては、この部会でも全員の合意が得られているにもかかわらず、代替する基準については、まだ一致した見解はありません。これに関して、大分類に相当する4の(1)

は何も基準が書いていない、行っている事業すべてと言っているだけです。(2)の主な事業では、従事者と明示してある。さらに、(3)では収入額又は販売額としている。これで整合性が取れるか、また、試験調査の記入状況はどうか、特に記入者にとって混乱が起きていないか。

それから、確認事項なのですが、前回までで私の理解できた範囲ですと、事業所・企業統計調査で従来から記入者の判断によって事業を記入させていた、この内容は付加価値に近いと考えてよいのではないか。この点は明示的に確認していませんが、私の知り得た範囲では、付加価値に近い判断をしていると思われまます。これについて、皆様の御意見をいただきたいと思ひます。

付加価値の基準を明確にできるかどうかですが、過去の議事録を見ますと、製造業と商業に関して、どの基準を使えばよいかという議論があります。後ほど事務局から紹介していただきますが、分類・適用に関する研究会でどのような議論をしたかを確認させていただきます。これが1番目の論点です。

2番目の論点で、私がまだ十分確認を取れていないものがあります。それは4の(1)で従産業を捕捉するということですが、これは高く評価できるという表現もありましたけれども、この目的は何か、部会で確認したいと思ひます。例えば、多様化する企業活動を明らかにできるでしょう。これを事業所レベルで明らかにできるだろうか。

さらに、この調査から得られた母集団名簿を用いて、追隨する継続調査が幾つも考えられるわけですが、そこでどのように従産業の情報を使えるか。

さらに関連して言えば、現在まで様々な調査が行われている中で、主産業と従産業の実態について、どの程度明らかにされているのか。この点についても確認したいと思ひます。

3番目の論点ですが、従来から一番問題であったものは、製造業と商業の分類を正確に行えるかどうかということです。分類の適用に関する研究会での指摘は、工業統計調査でも仕入販売が増えてきている、そのような製造事業所を踏まえて、工業統計調査でいろいろと工夫をしなければいけない。例えば、仕入販売の比率が大きくなると、出荷額の基準では卸売業になってしまう。しかし、従業者数によれば、この場合は製造業として正しく分類できる。こういう議論がなされていまして。調査票案の(4)でこの研究会で指摘された問題に対応できているかどうか、この点を確認したいと思ひます。

関連して、この調査で得られた分類の結果を継続する平成23年の活動調査でどのように活用できるかという点まで併せて確認したいと思ひます。

以上の整理ですが、足りないところがありましたら、これからの議論で御発言いただきたいと思ひます。

それでは、前回の部会におきまして、産業分類格付に関して付加価値の代替指標に係る検討の経過、経緯につきまして、実施者である高見課長からも質問がありました。これについて、事務局から回答をお願いします。

吉田企画官 2点ですね。いわゆる付加価値と従業者数との関係について、全産業について議論して、その上で決めたものなのかということでございますけれども、大分類に

またがる経済活動を行っている事業所の付加価値の代替指標をどうするのかということにつきましては、前回も御報告いたしましたけれども、統計審議会の産業分類部会の議論も踏まえて、一応、部会の方では、大分類にまたがる経済活動を行っている事業所の産業分類の格付については、付加価値をもってする。その代替指標については、売上高とか従業者数とかいうものが幾つかありますということで、それを適宜適用しましょうということになりました。

しかしながら、どの指標をまず最初に適用して、その次に何をするのかということとは具体的には決めていなかったということでございます。それで、産業分類の適用に関する研究会を設けまして、そこで議論をしていただきましたけれども、先ほど来話がございますように、従来の売上高で取るということになりますと、製造業と卸・小売との関係もございますような形で不具合が出るということで議論が進められたということでございます。

いろいろ指摘ございましたけれども、調査によって付加価値と従業者数の関係が近いものもあれば、売上高と関係が近いものもあることは確かでございます。ただ、議論としては、具体的に実査の中での指標がどうなのかということで、やはりそこは従業者数で取るべきではないのかという議論になりました。企業を幾つか呼び出して、ヒアリングをしながら議論をしたわけでありまして、その企業の利益にどのように反映させるかということを考えながら、体制を作り、人を配置するということをやっていますということでしたので、従業者数でもってやった方がいいのではないか、大分類の格付については、まず従業者数を使いましょうという議論になったところです。

また、収入額、または販売額による情報によって問題が生じている業種がほかにあるのかということでもございますけれども、具体的にこれという話はありませんでしたけれども、サービス産業がGDPのウェイトの7割を占める、事業も多角化が進んでいる。卸売・小売と宿泊とか、飲食サービスとか、そういったサービス業との関係で関連性のあるものは出てくるのですけれども、製造業と卸・小売といったようなはっきりとしたものは特に出てこなかったということもございまして。

そういうところで、従業者数を最初に指標として使いましょうということが決められたといいますか、その方向性が示されたということで、今回の計画についても、その方向で検討して作成してもらっているというふうに理解しているところであります。

ただ、研究会の中で最終的な取りまとめをする段階で、分類が改定されてまだ間がない、最初に実施される大規模な調査であるということもありまして、センサスを担当する省庁からは、試験調査なりをきちっとやった上でやった方がいいのではないかというふうな御指摘があって、一応、方向性としては、従業者数でもって決めましょうということにはなったのですけれども、最終的な結論にはなっていないという整理かと思えます。

したがって、今回、この調査につきましては、前回の部会の議論にもありましたけれども、やはり試験調査の結果を見た上で判断せざるを得ないのかなということを考えているところであります。

直接的な回答になっていないかもしれないのですけれども、以上です。

美添部会長 ありがとうございます。

さまざまな論点を紹介していただいたようですが、これにつきまして、質問等ありますか。高見課長、何か発言はありますか。

総務省（高見課長） 私どもの理解では、適用に関する研究会では、従事者数を基準として調査することはこれまで経験がないので、まずは経済センサスの2次試験調査でやってみましょう、その結果を見て最終的に判断しましょうということで、最終的な研究会としての結論というか、最終報告みたいなものはまだ出ていないという認識でおりますけれども、そういう認識でよろしいですか。

吉田企画官 研究会での結果の取りまとめについて、本来ですと、各省がメンバーになっております分類幹事会の方に、こういうことになりましたので、今後、代替指標の御提供については、従業者数でいきたいと思いますということを報告するのが手順でありますけれども、先ほども申しましたけれども、新たに設けた基準ということで、それをいきなり大規模なセンサスで適用するというのはいかかなものかという議論もありまして、最終的にこれを決定事項ということでは投げていないというところであります。

美添部会長 よろしいでしょうか。決定事項ではないということではよろしいと思います。

ただし、分類の基準は付加価値である、これは何度も申し上げておりますが、この点については明確な結論が出ています。

この件について、西郷委員から事前に文書をいただいております。長い文書なので配付はしていませんが、産業分類部会でヒアリングをした中で、なぜ従業者数を選ぶべきか具体的な例の指摘がありますので、そこだけ触れさせていただきます。

付加価値の創出は企業体の生産活動の結果であり、事業所では捕捉するのが難しい。企業体ごとに捉えるのが理想という例ですが、製造業に属する企業体がショールームを1事業所として開設していたとすると、ここでは売上げは発生しないため、形式的に付加価値を評価するとゼロと言えないこともない。しかしながら、合理的に操業している企業体であれば、ショールームの運営に投入する生産要素、すなわち労働力は、ショールームが実質的に生産する付加価値に見合っただけで済んでいるはずである。このような例も踏まえて、製造業で生産活動以外に仕入販売が増えてくると、売上げと事業活動が一致しない例がある。このような議論を踏まえて従業者数という提案に至ったということのようです。

今どのような議論がなされていたかという確認ですので、御意見がありましたら、時間もありませんので、次の論点と併せて議論していただきます。

次に、調査実施者から、第2次試験調査の実施状況の報告及び調査実施者として考える調査票の案について説明をお願いします。

総務省（高見課長） それでは、現在実施しております第2次試験調査の結果でどういった指摘があったかということをお紹介したいと思います。資料1と2を用意しておりますので、ご覧ください。

今回試験調査は、資料2の2ページ目に付いております案1、こういう形で調査を行っ

ております。主な事業の内容（２）欄については、従事している人数が最も多い事業について。（３）のその内訳の生産品、取扱い商品については、収入額、または販売額の多い順にという聞き方で調査をしております。このやり方で、７月１日現在で試験調査を行っております。その際に、都道府県、市町村、客体から、この部分について出た意見を取りまとめたものが資料１でございます。

取りまとめに当たりましては、実施していただいている都道府県、市区から、この部分だけ早目に実施状況報告をいただきまして、その部分だけを取り出してまとめたもの、それから、客体からの意見については、調査員が客体に接した時の感想など、これも都道府県、市区から聞き取ったもの、あるいは私どもが直接出向いて調査員と意見交換等をしたもの、国直轄で調査した企業については、一部、私どもが直接電話で記入しやすかったかどうかを聞いたものを現時点で取りまとめたものでございます。

まず１点目、客体からの意見としましては、１年間に従事した延べ人数といったものは特に把握していないので、従事者数で正確に記入することは困難である。あるいは、本社ではできても、支所では記入が非常に難しいとか、１人で複数の事業を行っているような場合、従事している人数は０．５人になるのか、０．３人になるのか、そういったことで評価ができないといった意見が多く出ております。

それから（２）欄と（３）欄での判断基準が異なるので、ちょっと混乱するといった意見がありました。

それから、これは書きにくいということではないのですが、事業所の方では主業のかたわらに行っている事業と認識している事業が、従事者数で判断すると、そちらを記入することになるので、これは違和感がある、ちょっと疑問がある、こういった御意見も企業・事業所から寄せられております。

２番目が都道府県、市区からの意見ですけれども、ここも（２）と（３）の定義が異なっていて、記入者が混乱するケースがある。

それから、基準を変えた、あるいは（２）と（３）の基準が違うといったことをきちんと調査員に説明して、さらに調査員が客体に理解できるように説明するというのが非常に難しいのではないかという御意見があります。

それから、これはいい悪いという話ではないんですけれども、あえて従事している人数とか売上高とか、そういったものを提示しないで、企業、あるいは事業所の主観的な判断に任せた方がむしろいいのではないかという御意見もいただきました。

もう一つ、これは具体的な意見ですけれども、ある市では、製造業の事業所・企業を政策として誘致しているのだが、その際に研究部門と一緒に入ってくるケースが多く、そこは研究部門では結構人数が多かったりするので、人数で決めると、実際には生産額は製造部門が多いが研究機関になってしまう。なので、製造業事業所を誘致したつもりが、統計の結果ではそういう結果が出てこないといったことがあって、ちょっと困るのではないかというような具体的な御意見もありました。

これらの御意見等を踏まえて、前回の案１～案３までについて、メリット、デメリットを私どもで整理をしたものが資料２でございます。

まず案1、改定標準産業分類の研究会における議論を踏まえたものとなっております、今回試験調査でやったものですが、これにつきましては、一応、研究会の議論を踏まえたものを忠実に再現したものになっている。

それから、製造と卸・小売をやっているような場合に（2）（3）欄を変えることによって、より付加価値に近い概念での産業分類格付が可能となるというメリットがございます。

一方でデメリットのところでは、1番目、2番目のポツは今、御紹介したとおりの点でございますが、それ以外に、先ほどの意見にもありました年間の延べ従事者数というのは計算できないという声もありましたように、正確に年間の従事者数をフルタイム換算で計算するのは非常に難しい。そこまでできないことには正確には計算できないということになります。

それから、これは前回の部会で指摘させていただきましたけれども、国勢調査などの世帯調査でそういった基準を変えることはできませんので、基本的に国勢調査などでは従来ベースの聞き方にならざるを得ない。そうしますと、事業所系の調査と世帯系の調査で結果が異なるということで、非常に不都合が生ずるのではないかというような懸念がございます。

一方、案2は従来ベースの聞き方になりますけれども、これはこれまで特に混乱もなく書いていたということから、客体の混乱等はないでしょう。それから、国調などとの整合性を保っているというメリットもございます。

一方で、先ほど吉田企画官からも指摘がありましたように、製造業と卸・小売を両方営んでいる場合に、付加価値を正確に表さないような事例が出てくる可能性があるということになります。

案3は、前回、部会長から、試験調査で実施していない方法であって、踏み切るのはかなりリスクを伴うのではないかという御指摘があったものです。（1）欄を正確に記入されたと仮定して、その（1）欄に書かれたもののうち、一番従事者数の大きいものという聞き方をした場合はどうかということです。今、申しましたように（1）欄が正確に書かれていれば（1）欄の大分類と（2）欄との関係が明確になるというメリットはありますけれども、この方法は案1に掲げたメリットに加えて、以下の懸念があります。

これも前回口頭で紹介しましたが（1）欄にマークされた大分類が必ずしも正確ではない。昨年実施しました1次試験調査の結果によりますと（2）欄を用いて主産業と格付をした産業が（1）欄にマークされていなかったケースが約15%あった。（1）欄の中から選ぶとなりますと、そういった事業が抜け落ちてしまう可能性が非常に懸念されるという問題があります。

最後のポツは、前回、部会長から御指摘のあった点で、試験調査等でやっていないものをいきなりやるのはかなり危険があるということでございます。

これらのことから、私ども実施者といたしましては、案1、案3ともかなりリスクを背負うこととなりますので、できれば案2の形で今回は実施をさせていただければと

考えております。よろしく申し上げます。

美添部会長 ありがとうございます。

これにつきまして御議論いただく前に、試験調査などを実施されている東京都、大阪府から御意見をいただきたいと思いますが、東京都の林課長、いかがでしょうか。

東京都 私共も、試験調査の段階で客体から具体的な意見があったかという点と実際にはそうではないんですが、今回指定された地域が江戸川区の、どちらかという点と住宅地の、非常に零細な事業所しかないところでしたので、複数の事業を行っていないような事業所ばかりでございまして、そういう意味では実際には余り混乱はなかったんですけども、調査員ですとか、あるいは担当者などの意見を聞きますと、これが規模が拡大する点とかなり混乱するのではないかとということです。調査員さんに、実際にここの従業者数はどうですかと聞いたんですが、これは客体に説明できない。客体にとってすっと落ちる説明ができないことをやると調査拒否とかにもつながりますので、自分としては説明できないので、主観で、主なものはどれですかという形で書いてもらうしかないという点も伺っております。

美添部会長 ありがとうございます。続いて、大阪府の友竹さん、いかがですか。

大阪府 大阪府では、政令市の大阪市と堺市さんの2市に対して、今回、試験調査をさせていただきました。先ほど東京都さんがおっしゃったように、客体とか調査員さんからは今回の産業格付について、特に混乱というような意見がなかったわけでございます。そういう意味では、うまいこといったかどうかという点のははっきりと言えないんですけども、私どもの担当職員からも話がありましたけれども、今回、従事者数と金額と2つ違った基準があるという点のは、多分、混乱するだろうという予測はしております。そういう意味で、事業所・企業の形の方が混乱なく進めるのではないかなという感想は持っております。

以上です。

美添部会長 ありがとうございます。

案1、2、3と3つ出ておりますが、前回、前々回でしたか、私が案3は危険ではないかと既に発言しておりますが、これにはこだわらず、案1、2、3を含めて御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

塩路専門委員 資料1に関して質問なんですが、案1について、いろいろな懸念があるという点のはわかったんですが、案2で前に行った時には特段こういう点の意見はなかったのか、仮に同じようなリストをつくったらどんな感じになるのかということと、具体的にはどんな客体の方から懸念という点、不満が一番多かったのか。大企業の方がより把握しにくくて大変なのか、それとも1人でやっているようなところがより混乱するということをおっしゃられるのか、もうちょっとその辺を教えてくださいたいと思います。

美添部会長 今の点につきましては、実施者からお願いできますか。

総務省（高見課長） まず、案2について、これまでこういった意見はなかったのかということですが、例えば、18年事業所・企業統計調査の際にも、1次試験調査を行った

際にも、この欄が書きにくかったという声は特にございませんでした。

それから、書きにくいといったのがどういう企業で多かったかという、定量的な評価はできませんが、必ずしも大企業だと書きにくいということではなくて、大企業であっても、うちはほとんど1つの事業しかやっていませんから、どっちで書いても同じですみたいな回答があったところもございますので、規模にあまり関係なく、1つの事業所で複数の事業を営んでいるような場合にはやはり戸惑いがあったという声があります。

私が直接調査員の意見を聞いた際には、その調査員の方は、たまたま大企業が担当でなかったということもあって、1人2人でやっているような小さな事業所でそういう意見が複数寄せられたということをおっしゃっていました。

美添部会長 いかがでしょうか。続けて発言はありますか。

塩路専門委員 とりあえず結構です。

美添部会長 ほかにございますか。高田委員、お願いします。

高田専門委員 案1で、従業員というのがいろいろ混乱を招くというのは私もそのとおりだと思っていて、複数の事業を持っている時に、事業の生産性というんですか、1人当たりの付加価値が同じような事業同士であれば、従業員と付加価値というのはかなり比例していくわけなんですけれども、先ほどの研究開発と生産みたいに、そこがかなり違うものが混在している場合、非常にそこが違ってくるとというのが1つです。

もう一つ、例えば、私が前に訪れた企業で、季節によってつくっている製品が違う製造事業者があるんです。夏場はエアコンをつくって、冬になるとストーブつくっているみたいな会社にとって、同じ人数で季節によって違うものをつくっているわけで、答えにくいんじゃないか。あるいは最近ですと、企業・事業所の中で、正規と非正規の従業員以外にも、外注先の方が構内作業というか、常駐して、ほとんど社員と同じような働き方をしているというケースが結構増えていて、そういう企業の場合、回答するのにすごく混乱する要因になるのかなという気がしています。案1は必ずしも正確に実態を反映しにくい結果が出るんじゃないかなという意味では、案2の方がいいのかなという気がしています。

美添部会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。経済産業省、いかがですか。

経済産業省 前回からいろいろ御意見申し上げてきているところでございますけれども、前回は部会長の方で整理されたように、試験調査の結果を踏まえて最終的な方向性を取りまとめるということでございますし、分類に関するこれまでの研究会の整理も、そういう結果を踏まえてということの整理だというふうに先ほど御報告がございましたので、これ以上、今までの主張を申し上げるところはございません。

私は、23年のことを考えても大分類が一番重要なところだと思ってございますので、その観点で案3が望ましいんじゃないかというお話を前回もしてきましたけれども、試験調査の結果を踏まえた整理ということでございますので、今、実施者の方で、トータルで考えた時には案2というお話でございましたので、それもやむなしなのかなと思っております。

美添部会長 ほかにございますか。塩路委員。

塩路専門委員 追加で質問ですが、資料1と、東京都のお話の中でも、主観で書いてもらった方がより実態に合うのではないかというお話が何回か出てきたんですが、そういう選択肢もあり得るんでしょうか。それを教えていただければと思います。

美添部会長 これは実施者の考えをまず伺いましょうか。

総務省（高見課長） また資料2の2ページ目をご覧いただきたいのですが（2）の主な事業の内容の中の括弧書きの注釈を、例えば、従事者数とも売上高とも書かないで、この事業所で行っている事業の最も主なものを具体的に記入してください、とだけ書く。

（3）についてもそのような注釈にするという選択は不可能ではないと思いますが、これも試験調査をやってみていない段階で今回の本調査で踏み切るのは非常に危険と思っています。

曖昧にすると書きやすくなると思う企業も多い反面、逆にこれはどういう基準で書いたらいいのかわからないではないかという質問がかなり出てくる可能性もあるので、そういう注釈を外してやった場合にどのくらいの客体の質問が出てくるかというのを見極めないうちに実施するのはリスクが大きいかなと思っています。試験調査等でそこを抜いて試してみても客体の反応を見るということは、今後の課題としては検討の余地はあろうかと考えています。

美添部会長 この件につきまして、佐々木委員が冒頭に従業者付加価値の関連について御発言いただきましたので、企業の経営に明るい立場として御発言をお願いします。

佐々木部会長代理 私は一貫して案2を主張してきましたんですけども、案1の付加価値と従業員数との論理的な因果関係がよくわからないんです。人がたくさんかかっている付加価値が生じているのは、当社の工場で作っているものを考えますと、実態と違うんです。では、案2が正しいのかというと、それもちょっと問題なんですけれども、案1よりは実態を反映しているのではないかなと思っています。ですから、最初から私は案1については否定的な見解でした。

美添部会長 そういう事例もあるという発言ですが、他にございますか。菅委員、お願いします。

菅専門委員 私も今の皆さんの御意見をお伺いして、案2がよいのではないかなと思うんですが、1つだけ、多分、デメリットが製造種に限定されておられると思うので、これに対して「記入のしかた」等で、どういうふうになればより正確に把握できるのか、何か今、考えておられるものがありましたら教えていただきたいと思います。

美添部会長 それは続いて議論しますが、私は（4）がそのための工夫だと理解しているので、改めて確認をお願いします。

今、主に議論していただいているのは4の（2）のところですが。従事している人数が最も多い事業とするか、これを従来の事業所・企業と同じように生産額・出荷額で判断するかということです。御意見を伺っていますと、付加価値を捉えるという原則はともかく、実施する時に、調査票で案1のままですと、やや不安が残るのに対して、決定的な改善が図れるという合意が得られないように思われます。

案2でやむなしという気はしてきましたが、案1、あるいは案3がだめかという、私はそんなことはないようにも思います。原則は付加価値ですから、付加価値で捉えるためにどう工夫するかという視点は失ってはいけないことであって、案1、案2、案3に加えて、さらに改善するという余地もあると考えています。

その際の視点は、塩路委員からも指摘があつて、高見課長から回答していただいたように、客体の判断を信頼する。これが実態として付加価値に近いものをとらえてきたのではないかと思います。私も過去の分類の部会等の議事録を読んでみましたが、客体の主観に任せるという議論はこれまで十分なされていたかどうか確認できていないのです。国勢調査等で細かい付加価値の議論をするわけにもいかないとする、整合性のある結果を得るためには客体の判断に任せるのが最も自然であり、その判断に大きく狂いがないという点を確認すれば、手法として最も優れたものではないか。

あとは工夫で対応できると思われるのは、判断に迷うような場合には、表現はともかく、付加価値に対応して主な活動を決めるという解説を、「記入のしかた」なり手引なりにわかりやすい言葉で書けばよい。少なくとも事業の経営に携わる者が、付加価値の概念、言葉はともかく、価値がどこで生み出されるかということ、理解できないはずはないというのは、企業経営者に伺っても、そのような発言をいただいております。佐々木委員はそれを言っていたわけで、こういう案が将来的には望ましいと思います。しかし、今回、これほど重要な調査において、試験調査ですら実施していない方法を部会として提案するのは、危険が大きいと思いますので、4の(2)につきましては、試験調査の結果も踏まえ、案2に変更するということがよろしいでしょうか。御了解いただけるでしょうか。

高木臨時委員 1ついいですか。皆さんの意見を聞いていると、そういう方向だと私も思うんですが、従業員が出てくるのは、労働分配率ではないですが、付加価値の中で一番大きいわけですから、だから従業員が出てくるわけですから、それはそれなりに正当性を持っていると思います。

もう一つは、付加価値が発生する時、技術の問題が絡んできます。ですから、中間投入部分が多い企業もあるし、そうでない企業もある。それは技術関係の話です。そのことは多分、産業の特性なんだろうと思うんです。では、従業員でいけるかというんですが、今までの議論がありますように、労働の質が一定ではないんです。客体に聞く時、どうやって聞けばいいのかというのが多分、最大のポイントになっているのかなと思います。だから、労働関係の統計はたくさんありますが、需要側からも供給側からも労働の統計はたくさんあるので、その辺、多少は検討するとか、そういうことがあってしかるべきなんだろうと思います。

以上、感想です。

美添部会長 ありがとうございます。検討課題ということで、最後に検討させていただきます。

塩路委員、お願いします。

塩路専門委員 私も決まった上で感想ですが、案1がメインだった時、案1にいろいろ

不安を覚えていたんですが、案2がメインとなると、これはこれでいろいろ不安もありまして、確かに製造業なんだけれども、販売をしているようなところはどうかというのは頭が痛いです。

高木委員の意見と同じで、理論的に考えれば、もし労働分配率が常に一定であれば、従業員数と付加価値の間には一定の関係が出てくるはずですので、その意味では合理性があるかと思います。ただ、資料1を見ていて思ったんですけども、その場合の労働というのは総労働時間、従業員の時間であって、必ずしも従業員の数ではないというところが悩ましいところなのかなと思います。

あと、今後の試験調査ですが、2回くらいの試験調査ですと、案1と2とか、2つくらいしかできないんですが、もし可能であれば、1つの調査の時に複数つくって、いろんなところに別のを配ってみて、どれが一番評判がいいとか、そんなような形でやると、もう少しいろんなことを試せるのかなと思いました。

美添部会長 貴重な提案ありがとうございます。資料1について幾つか議論いただいています。議事録に残すために私も若干感想を言わせていただきます。

困難な点の指摘の中にも、大事なものと、ある程度避けられるものが混ざっているのが資料1だと思います。例えば、1の1ポツ、2ポツ辺りは、確かに延べ人数を把握していないので、事業部制をとっているような事業所でない限り難しいというのはそのとおりですが、下の方の1人で複数の事業を行っている場合は、主観的な判断にすれば間違いはないだろうということと、仮にこのような事業所で複数の事業活動を行っているとしても、格付の多少の振れはそれほど集計には影響しないであろう。少なくとも23年調査で生産額等、付加価値の実額を捉える時にはほとんど無視できる程度で、調査票の記入の手引で何とかなるといっても混ざっています。

2の都道府県からの要望の3つ目ですが、従事している人数が最も多い事業についてという条件を指示しない方が実情に合うのではないかとここでも言われているとおりに、この方法が実際に携わっている方の実感でもあると思います。

最後の点は、これは評価がいろいろあり得ると思いますが、研究開発を行う企業のある事業所が研究部門であれば、そこで売上げは発生しない。これは分類部会で指摘された問題で、この事業所の格付のために従事者を考えたということです。市や区がこのような意見を持っていたとしても、実は分類の視点から言うと、製造業以外に格付けすることが適当です。

こういう点も含めて、調査実施者間で安心できる程度に判断を共有するという準備作業が今回は不十分だと思われまますので、案2という結論にさせていただきます。

案2で問題となるのは、従来から製造業と商業の分類ですが、それに関しては、先ほど申し上げましたように(4)が製造業と商業を判別するために有効に活用できるということです。ここの記述の仕方なのですが「記入のしかた」をご覧いただきたいんですが、従来は選択肢が並んでいてマークするようになっていたのを、先ほど申し上げましたように、一覧表にある事業内容のコードを記入することで、スペース的にかなり余裕ができています。

やや懸念されるのは、上記（２）で記入した事業の内容が、製造業又は卸・小売の場合、（４）に行った時に、従事している人数を売上げに変えるわけですが、仕入販売をしている製造事業所では、製造業で付加価値を主に発生しているにもかかわらず、（２）の判断を売上げにしますので、この判断に引きずられて（４）を書くとする、本来製造業になるべきものが卸・小売になってしまうという問題があります。

ここで、記入の方法をわずかに変更することが可能であれば、つまり（２）の主な事業の内容に記した内容が云々の時、その事業所で行っているすべての事業活動の中で主なものは何かということが明確にわかるような書き方ができれば、研究会、あるいは分類部会で指摘された問題に対応できると思うんですが、この点について、実施者側からどのような対応が可能か、御発言いただけますか。

総務省（高見課長） ４の（２）に関する「記入のしかた」の注釈、４の（４）に関する「記入のしかた」の注釈については、御指摘を踏まえて、よりよい聞き方を工夫したいと考えています。現在でこの案だったらいけそう、という具体的な提案があるわけではないですが、本調査の実施までに、といいましても「記入のしかた」を作成するまでに数か月しかありませんが、その間、統計局内の分類の専門家とも相談して、よりよい表現ぶりを考えたいと考えております。

それから、先ほど塩路先生が指摘された、いろいろなやり方を試験調査で試してみて、どれが一番客体にとってしっくりくるのか、また求められる結果が得られるのかということについて、個別の調査の試験調査ですと、なかなかそういった研究調査的なことは難しいと思いますが、分類の研究のための研究調査みたいなものを１つ作って、その中で試験調査的にそういったものをやるということは可能かと思えます。これも統括官室と相談して、よりよい実施の仕方を考えたいと思えます。

美添部会長 ありがとうございます。非常に前向きな回答で、塩路委員もこれで安心できるのではないかと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

菅委員、お願いします。

菅専門委員 ４の（４）についてなんですが、アメリカのセンサスの場合、最初の産業分類は事業者の直感で書かせているわけですね。その後、こういう形で業態を詳しく書く。事業者の直感で産業分類を書かせておいて、厳密に言うところでは行政記録のところで書かせるんですが、それを後でセンサス局が業態を詳しく調べる形で再確認していくわけですね。その意味で言うと、やり方としては非常にいいやり方なんではないかと思われませんか。私としては、このやり方が支持できるんじゃないかと思えます。

ただ、美添部会長がおっしゃったように、引きずられてしまって、せっかく付加価値という基準に近づけようということをやっているのから離れるとまずいと思えますので、場合によっては回答順序も考える。例えば、４の（１）の次に（４）を持ってくるとか、そういうこともあり得る。回答順序によっても引きずられることが変わってくる。その辺り、実査の方で御検討いただけたらと思えます。

美添部会長 アメリカのセンサスに詳しい菅先生の御発言をいただきましてありがとうございます。御指摘のとおりだと思います。ただ、回答の配列を考えることは、次回

に向けた試験調査での実施事項だと思しますので、今回は配列まで含めてこの案で御了承をお願いします。

最後に、4の(1)で、すべての事業にマークする件で、研究会の議事録を見ますと、主要な事業活動についてのみマークすることもあり得るのではないかという議論がなされていまして。

多角化活動についての調査が幾つかあって、例えば、経済産業省が実施している企業活動基本調査があります。これは、事業所ではなくて企業単位ですが、経産省の方に正確な数字をいただいた方がいいかもしれませんが、商業企業で多角化している、つまり、商業以外の事業活動の売上の比率が25%程度だったと思います。間違っていたら御訂正ください。企業単位でその程度であると、事業所は遥かに少ないということでありませぬ。

それから、正確にどの分析をしたのか、今、手元に無いのですが、ある企業単位の分析によると、大分類で多角化しているのは、せいぜい2つ3つ、最大で5つの産業であり、これは極めて少数である。これを踏まえると、事業所単位ではたくさん〇がマークされる可能性は極めて少ない。そういう意味では、原案のようにすべてにマークするという方法が正しいのではないかと思われませぬ。

調査部及び委員の皆様から意見がありましたら、お願いします。高見課長、何かありますか。

総務省（高見課長） 私共も元々、書くなら全部書くのが正しいやり方だろうと思っていましたので、その結論でよろしいと思ひます。

美添部会長 よろしいでしょうか。経産省、私の数字が間違っていたら訂正をお願いします。

経済産業省 手元に数字がございませぬけれども、こういう議論になっているので、若干、企活のデータですとか、最新の商業の結果を見てきたんですけれども、今、部会長がおっしゃられたように、大企業のところでも、ざっと見る限り、多角化の状況というのは大分類にまたがるものは2とか3というのが大半でございませぬ。

それから、商業の事業所のところで最新の結果で大分類にまたがる活動をやっている事業所がどの程度あるかを一部のエリアで見てきたんですけれども、卸売業・小売業、勿論、商業統計調査でございませぬので、これが主業で、従産業として、修理業ですとか、製造活動ですとか、飲食関係、サービスということで、これは延べの数字でございませぬけれども、さっき言ったように全体で2とか3とかいうことなので、それは無視しますと、平均して15%ぐらいの事業所が大分類にまたがる活動を行っているという最新の結果です。これはまだ公表前でございませぬので概数でございませぬけれども、そのぐらいの状況であったというのが確認できてございませぬので、ここはすべての活動をつかまえるような整理で設計いただければと思ひます。

美添部会長 ありがとうございます。

ほかに、4の(1)～(4)まで含めて御発言ございませぬか。よろしいでしょうか。それでは、細かい内容は繰り返しませぬが、案1から案2に訂正することで、この議

論は終了とさせていただきます。

次の論点、プレプリントに関する問題で、第1回目に菅委員から発言があったことですが、細かい議論をしておりませんでした。この点について議論がありましたら、お願いいたします。どこをプレプリントするかは詳しく伺っていなかったかもしれませんが、高見課長、今回の調査でプレプリントをする場所について、説明をお願いできますか。

総務省（高見課長） お手元に調査票をお配りしていませんが、この「記入のしかた」の2ページ目、3ページ目に調査票の1面のレイアウトがありますので、そちらで説明させていただきます。

前回調査、つまり18年の事業所・企業統計調査の結果のうち、一部の事項については、名称、所在地等をプレプリントして記入者負担軽減を図ることを予定しております。表側と回答欄の間の黄色いマーク欄がプレプリントをする箇所でございます。具体的には、名称、電話番号、所在地、ちょっと飛びまして、主な事業の内容と取扱品目の欄でございます。

ここについては、18年事業所・企業統計調査の時に調査対象となっていた本所及び単独事業所について、この調査票Aの表面に印刷をあらかじめしておくことを予定しております。プレプリントに全く訂正がない場合はマーク欄を塗りつぶしてもらう、訂正がある場合は、記入欄の方を書き直してもらうという設計となっております。

それから、今回は、支所についてはプレプリントをしない予定でございます。

美添部会長 以上の説明ですが、プレプリントは一般に記入者の負担軽減ということで、住所、所在地情報については、これまでも肯定的な判断になっていると思います。今回、主な事業の内容について、従来の判断基準と違う設計案1の場合に、過去の判断を書かせるとすると若干違和感があったわけですが、今、お認めいただいた案2では、これが元の形に戻りますので、プレプリントをしても大きな齟齬はないという気がしますが、この点について、いかがでしょうか。経産省、お願いします。

経済産業省 今、部会長からお話ございましたように、調査客体の負担軽減という観点では、プレプリントについては望ましいと思ってございます。しかしながら、調査項目にプレプリントした場合、一般的に修正率が低いと認識をしてございますので、先ほど来申し上げておりますように、21年の結果は23年センサスにおきます産業別詳細の配り分け情報ということに、この(2)に基づく分類というのがあるわけでございます。

お話ございましたように、今回、産業分類の改定分類で実施をするとか、格付の基準が変更になっているわけでございますので、18年の結果のプレプリントにつきまして、特に先ほども御紹介しましたように、大分類にまたがるような活動が行われていることが見込まれる本所の事業所のそれなりの規模の大きいところにつきましては、産業移動ということですか、今度の分類基準の変更に基づく格付の変更が当然見込まれるわけでございますので、そういった一定規模以上の本所事業所につきましては、プレプリントするのはすべてということではなくて、除外していただくようなことで是非検討いただければと思っております。

美添部会長 都道府県以下ですとさすがに負担が大きくなりますが、国が分担する支所数で 100 以上の本所は 3,000 程度と伺ったような気がします。国で対応できる範囲であれば、検討の余地はあると思いますが、実施者としていかがですか。

総務省（高見課長） おっしゃるように、すべてのプレプリントをやめると、集計スケジュール等にも大きく影響して、公表時期が守れなくなる可能性があります。国が直轄でやろうと計画している部分、約 3,000 企業分をプレプリントしないということであれば、集計スケジュールの中で何とか処理できる範囲だと思います。おっしゃるように、大企業について、プレプリントに引きずられて誤った格付が行われると、いろいろと影響も大きいという御指摘は理解いたしますので、国がやる分についてはプレプリントをしない方向で検討したいと思います。

美添部会長 この場で確約するのが難しければ、検討ということでもよいと思います。

総務省（高見課長） プレプリントをしない方向で検討したいと思います。

美添部会長 わかりました。以上の回答で経産省も多少安心できるかと思われま

す。私から確認したいのは、今回は、支所についてはプレプリントはしない、所在地情報もしないということですが、23 年以降も同じようにお考えなのでしょうか。

総務省（高見課長） 今回、支所をプレプリントしないのは、これまで本社一括調査を行ってこなかった関係で、本支の関係が必ずしも前回調査から確実でないケースがある。支所が「あそこが本社です」と答えていても、本社の方では、「そんな支所は身に覚えがないぞ」と言う可能性もあるので、今回は支所についてはプレプリントしませんが、今回、本社一括で本支の関係が確実になれば、23 年調査では支所も含めてプレプリントできると考えています。

美添部会長 明確な回答をありがとうございました。

以上でよろしいでしょうか。それでは、プレプリントの問題は、今、御説明いただいたとおりの結論といたします。

次に、集計事項ですが、資本金階級区分につきまして、調査実施者から資料が提出されていますので、説明をお願いします。

総務省（高見課長） これは前回の部会で美添部会長から、財務省の統計などとの比較をして、齟齬のないようになっているかという御指摘がありましたので、法人企業統計調査について、財務省さんの御協力もいただいて、結果表章上、資本金階級区分がどう変わってきているかというのを比較してまとめたものを資料 3 として用意いたしました。

上の段が事業所・企業統計調査でございまして、昔の方は昭和 22 年からずっと書いてありますけれども、最近のところは 3 ページをご覧いただきたいと思います。最近では、事業所・企業統計調査では、平成 13 年に 1 億円～10 億円のところを 1～3 億円、3～10 億円に分けた。それから、今回、18 年調査において、300 万円未満を細分して 4 つに分けております。今回 4 つに分けたのは、会社法が変わって、1 円でも会社が設立できるようになったことに伴って、小さいところがどれくらい出てきているかというのを見るために、一部の表だけについて細分したものをつくったというものでございます。

法人企業統計調査を見ますと、平成 8 年からずっと同じ区分となつてございます。私

どもの方は1、3、5で切っていますけれども、財務省の方は1、2、5で切っている
というような若干の違いはありますけれども、ほぼ同じような区分となっております。

前回、5億円を区分している例があるのではないかという御指摘がありましたけれども、財務省でも5億円のところで区分した結果表章はしていないことを確認いたしました。

美添部会長 お手数をおかけいたしました。資本金の階層の推移がわかる表で、参考にもなると思いますが、特に御質問等ございませんか。法人企業統計と1、2、5で違うという点は、特に問題の指摘はないと理解してよろしいですね。それでは、これは確認にとどめさせていただきます。

それでは、少し予定の時間を超えておりますが、答申案の審議に入りたいと思います。項目ごとに順に審議することにして、必要に応じて部分的な朗読をお願いすることになります。

まず「1 指定及び承認の適否とその理由等」についてです。吉田さん、要点を絞って朗読をお願いできますか。

吉田企画官 今回の諮問でありますけれども、4項目ございました。経済構造統計の指定統計としての指定、経済センサスー基礎調査の計画の承認、事業所・企業統計調査の中止、商業統計調査の実施時期の変更という4つの事項がございました。これにつきまして御審議いただきまして、その適否について整理したものであります。

「適否」でありますけれども、これについては妥当である。(2)以下の「理由等」でその理由を説明しているということでございます。

「理由等」でございます。まず「経済構造統計の指定」についてであります。

経済センサスー基礎調査(以下「基礎調査」という。)によって作成される経済構造統計は、我が国の産業統計が産業ごと、所管府省ごとに異なる年次や周期で調査を実施しており、このため、既存の大規模調査の結果を統合したとしても、①我が国全体の包括的な産業統計を得ることができないこと、②SOHO等、調査員調査では捕捉困難な事業所及び企業が増加しており、行政記録の活用により、調査客体を的確に捕捉することが必要不可欠であること、③第三次産業に係る統計が不足し、体系的に未整備の状況にあることが指摘されているほか、GDPを推計するための基礎統計の不足が懸念されていることを踏まえ、全産業分野における事業所及び企業の経済活動の構造を全国及び地域別に明らかにすることともに、各種統計調査の精度の向上に資する母集団名簿の拡充を目的とするものである。

本統計は、国民生活にとって重要であり、かつ、国の基本政策決定の基準として必要な統計体系に属すべき統計と認められることから、指定統計として指定することは妥当である。

美添部会長 そこで止めていいですね。1番の「(1)適否」については特に質問はないものと思って私は止めなかったんですが、この書きぶりでもよろしいでしょうか。

それでは、ここはいいということで(2)のAですが、この点につきまして何か御意見ございますか。書きぶりも含めて、特段異議はないものと認めてよろしいでしょうか。

高見課長。

総務省（高見課長） こういうことがお願いできるのかどうか、ちょっとわからないのですが、結びのところが「指定することは妥当である。」というふうに淡々と、申請があったから認めますよというような書きぶりになっていますが、今回、経済センサスの実施というのは、いろいろな閣議決定等でも推進された新たな試みですので、その辺り、もうちょっと積極的に評価するような書きぶりにできないものだろうかというお願い的な意見なんですけれども、いかがでしょうか。

美添部会長 これはどうでしょうか。確かに今回、従来の諮問答申と形式が違うということと、調査が大きく変わるということで、統括官室も主導的な立場でかかわったということがあります。この表現について、事務局としていかがですか。

吉田企画官 このパターンといいますか、統計審議会からの諮問に対する答申としては、これが1つの答えぶりといいますか、妥当であると考えています。

事務局 この答申が法施行型統計委員会の答申であるということを前提としておりまして、形の上では申請前置主義という形になっておりますが、基本的に法律の適用状況をチェックするという形で書いておりますので、そういう意味でこの文末というのは、やはりなかなか変更は難しい。ただ、従来は「妥当である。」とか、やや主観的判断が入るような表現ぶりにしていたのですが、今回は極めて論理的整合性というか、そういうところに重点を置いた「妥当である。」ということに委員会答申上整理しておりますので、ここのところはこういう形で収めてもよろしいのではないかと考えております。

美添部会長 実施者としての気持ちはわかりますが、表現ということですので、お認めいただけるでしょうか。ただ、趣旨があらわれるような内容は本文中に記載したいと思います。そういうことで御了解お願いいたします。

高見課長、さらに何かありますか。

総務省（高見課長） いいです。最後の美添先生の御発言で、趣旨のところはもうちょっと閣議決定を踏まえたものとか、そういったものを書き足していただけるということですか。

美添部会長 その程度のことは可能と思いますが、この場で細かいことをするわけにはいかないので、事務局と後で相談をするということでもよろしいですか。

総務省（高見課長） はい、勿論。

美添部会長 取組の姿勢が明らかになるような表現を工夫します。

それでは、次に移らせていただきます。吉田さん、お願いします。

吉田企画官 次は「基礎調査の承認について」であります。まず「基礎調査の目的・役割」であります。

基礎調査は、事業所の事業活動及び企業の企業活動の状態を調査し、事業所母集団データベース等の母集団情報を整備すること、並びに我が国における事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにすることを目的としている。

これは、経済センサスの創設を提言している累次の政府決定等の指摘に対応したものとなっており、妥当である。

美添部会長 これについてはいかがでしょうか。特段ございませんか。実施者からもないですか。

総務省（高見課長） 先ほど申し上げたのと同じような趣旨の要望はありますので、表現上もうちょっと強く書ければ、工夫していただければと思います。

美添部会長 御要望を承って、先ほどとまとめて検討します。それについては、最後にまた発言させていただきます。

ほかにないようでしたら、これでお認めいただいたことにして、次に移ります。（イ）の①をお願いします。

吉田企画官 「（イ）調査事項①調査事項全般」であります。

調査事項については、これまでの事業所・企業統計調査における母集団情報の整備並びに我が国における事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにするという機能と役割を引き継ぐとともに、今回新たに企業情報の充実を図る計画である。

具体的には、これまでの調査事項に比べ、新規調査事項として、従産業、決算月、持ち株会社か否かの情報を把握する一方、「商業・法人登記情報」の活用により登記簿上の会社成立の時期、会社の合併・分割状況を削除するとともに、母集団情報の整備に特化する観点から、電子商取引の状況を削除することとしている。

これらは、国及び地方公共団体における行政ニーズへの対応、母集団情報の充実及び記入者負担軽減に資するものであり、妥当である。

美添部会長 この点について、いかがでしょうか。これは実施者も「妥当である。」で異議がないと思いますが、いかがですか。

総務省（高見課長） はい。

美添部会長 よろしいですね。それでは、特段異議がないものと認めます。

次の②をお願いします。

吉田企画官 「②調査票『4 事業所の事業の種類・業態』欄の設計について」で、これは先ほど案2を採用しますということでございましたので、この答申案は審議前でしたので、両案併記ということで書いておりましたが、案2の方で読ませていただきます。

「4 事業所の事業の種類・業態」欄では、新たに「4」の（1）で主な事業以外にもこの事業所で行っているすべての事業を尋ねている。これは事業所の多角化した活動を捕らえるとともに、他の調査票で有効に利用できる母集団情報の整備を可能とするものであり、妥当である。

また、「4」欄においては、調査票対象事業所の産業分類の格付を行う際の情報として、（2）の大分類について「従事している者の数」によって、また、（3）の中分類以下について「収入額又は販売額」によって行う設計となっている。これは、「事業所における経済活動の産業の決定は原則付加価値とするが、實際上困難な場合が多いことからそれに代わる代替指標によって決定する」という考え方（平成19年11月に改定された日本標準産業分類の一般原則）に沿ったものであり、おおむね妥当である。

しかしながら、「4」の（2）欄においては「従事している人数」を、「4」の（3）

欄においては「収入額又は販売額」と調査票記入者に2種類の情報を記入させることを求める調査票の設計は、調査票記入者に混乱を生じさせ、的確な記入ができなくなることを懸念される。

実際に、基礎調査の実施に向けて本年7月に実施された第2次試験調査における調査票の「4」欄の記入状況に係る調査票記入者及び実査担当者からの意見においても、混乱している状況が報告されている。

したがって、平成23年に実施が予定されている経済センサスー活動調査（以下「活動調査」という。）においては、産業ごとに調査票の配り分けを行うことが検討されていることから、調査票の「4」欄については、産業分類の格付けの情報として付加価値に代わる指標として事業所・企業統計調査等従来の統計調査において使用されていた「収入額又は販売額」によって大分類の産業格付けを行うよう見直しを行った上で実施することはやむを得ない。

今後、基礎調査の第2次試験調査の結果を踏まえ、調査票記入者が記入等に混乱を生じた原因の分析を行った上で、調査対象の産業分類の格付け情報として、「4（4）事業の業態」欄の記載方法を工夫するなど、付加価値を反映させるための調査票の設計について検討することが必要である。

美添部会長 ありがとうございます。

ここに関しては、先ほど議論していただいたばかりですので、幾つか御意見があるものと思います。順番にいきます。

まず、②の第1段落ですが、4の（1）の記入を評価したものです。従来、この項目はなかったわけですが、先ほど確認したとおり、事業所の多角化した活動を捉えるという点と、他の調査、これは継続調査というつもりですが、母集団情報の整備を可能とする。私は「妥当である。」よりももう少し高い評価をする表現が望ましいと思いましたが、先ほどの説明ですと、これ以上のことは書けないようです。特に御意見ございませんか。

経済産業省（平野参事官補佐） すみません、よろしいですか。今のところの前段の4の（2）（3）の調査の仕方について「おおむね妥当である。」とくくりながら、後段の方では。

美添部会長 すみません、まだ1段落目の話です。②の1段落目の話をしています。

経済産業省（平野参事官補佐） 「また」以降はまだですか。

美添部会長 これからです。では、第1段落はよろしいですね。

これから「また」以降に行きます。「また～おおむね妥当である。」のところですが、（2）の「従事している者の数」と（3）の「収入額又は販売額」になっていると、この点に触れながら、分類研究会の考え方によったものであり、「おおむね妥当である」、この表現の御意見ですか。では、お願いします。

経済産業省（平野参事官補佐） 失礼しました。「おおむね妥当である。」としながら、「しかしながら」以降が懸念を述べられて、案2にするという結論になっていますので、前段の「おおむね妥当」という表現は違和感があります。

美添部会長 それは私も言おうと思っていたところです。これは事務局から説明していただけますか。

事務局 これは従来の統計審議会時代からの答申の形でございます。基本的に文句なく、ほとんどそのまま施行しているものは「妥当である。」という整理にさせていただいて、ただし、若干今後改善していただく必要がある、これは調査の計画を作成するまでに改善していただくものであって、調査実施者さんで改善するということを受け入れていただいたものは「したがって」で続けて、課題として書くという形にしております。したがって、ここは「おおむね妥当」というのは、ほぼ間違いないけれども、こういう課題がありますので、この部分は引き続きこうしてくださいねという続けるための書きぶりとして整理させていただいているということでございます。

美添部会長 高見課長。

総務省（高見課長） そういうルールはよくわかりませんが、これを見ると「おおむね妥当」の後に「しかしながら～やむを得ない」となっているので、これを普通の人を読めば、従来のままやる方がより推奨されているというふうに読めると思うんです。案1ではなく案2にきなさいという結論なのであれば、前段の部分は「おおむね妥当である。」という語尾をやめて、これこれの考え方に沿ったものでもあるので切ってしまうと、その後段で、これこれの懸念があるので、このように実施することが望まれるとか、そういう書き方にさせていただいた方がいいと思うのですが、それはルール上できないのでしょうか。

美添部会長 いかがですか。部会長が発言して答えにくくなると困りますが、私もこれを読んだ時に違和感があつたことは事実です。ただ、これで言いますと、付加価値基準は「おおむね」ではなくて、完全に「妥当」です。それを実施するために工夫をしたところまでは間違っていない。案1が決定的に悪いとは私は考えていませんので、全く評価しないという対案もあり得ない。坂井さん、事務局で何かありますか。

事務局 今の高見課長の御発言の趣旨は、それはそれで一理はあるのですけれども、これまでの統計委員会事務局の整理としましては、先ほど御説明しました形の整理になっております。

ただ、今回のこのケースについて言いますと「おおむね妥当」というところは、基本的な考え方、哲学部分について「おおむね妥当」と、妥当性を全く否定しているものではなくて、妥当性を言いつつも、全体の脈絡の中で「しかしながら」と続けるために「おおむね妥当」としている。

ちょっとわかりにくいのですが、1ページめくっていただいて3ページ目の部分は、今後また実証的なフィージビリティについて検証する課題が残っているものですから、その部分については、現段階で（1）及び今後（2）（3）（4）が完全に、どれが妥当かということが言い得る状態ではないものですから、そこを今後また検討する必要があるというところに続ける意味でも、こういう形の方がよいと考えたわけでございます。

いずれにしても、ここの部分については、今の御指摘がありましたので、また部会長と御相談させていただくということによろしいでしょうか。

総務省（高見課長） 読んだ人に誤解がないようになっていればいいと思います。

美添部会長 修文するには時間がかかりますので、後ほど事務局と相談させていただくということでしょうか。

総務省（高見課長） もう一点よろしいでしょうか。これは、このままだと若干事実と異なるというところです。（２）欄が大分類で（３）欄が中分類以下ということをごここで言い切っていますが、実はそうではなくて、それに近いものになっているだけです。

（２）（３）について、大分類とか中分類とかいう格好では言わない方がより正確だと思います。

美添部会長 御指摘のとおりだと思います。そこはよろしいですね。事務局でも困ることはないと思います。

「おおむね妥当」という表現をめぐっては、後で修文を検討させていただくことにしまして、次の３ページ目に移ります。「しかしながら～懸念される。」までの表現はいかがでしょうか。特に私には違和感がありませんが、御異議ないものと認めてよろしいでしょうか。

それでは、その次の、実際にこれこれの状況が報告されている、これは事実をそのまま記述してあると思います。東京都と大阪府、これでよろしいですか。

（「はい」と声あり）

美添部会長 では、その次の「したがって～やむを得ない。」までの段落について、御意見ございますか。末尾の「やむを得ない。」という表現と、先ほどの「おおむね妥当である。」で御指摘のあった点を併せて修文の対象としますので、これ以外の点について、問題があるでしょうか。

内閣府 さっきの大分類、中分類の話と同等の議論で「大分類の産業格付けを行うよう見直しを行った上で実施することはやむを得ない。」の「大分類」という表現も検討の必要があるのかなと思われまます。「『収入額又は販売額』によって大分類の産業格付けを行うよう」というところです。並びとして、さっきの大分類、中分類を外したのとほとんど同じことが言えるのかなと類推できますが、いかがでしょうか。

美添部会長 調査部、いかがですか。

総務省（高見課長） 御指摘のとおりだと思います。上の「大分類」を受けてここで「大分類」と言っているようなので、削除した方がいいと思います。

美添部会長 「大分類の」という４文字を取ればよろしいですね。下から２行目ですが「『収入額又は販売額』によって産業格付けを行うよう」この表現でよろしいですか。

総務省（高見課長） はい。

美添部会長 事務局、いいですか。

事務局 はい。

美添部会長 次に、最後の段落の「今後、基礎調査～必要である。」の書き方はいかがでしょうか。これは先ほど御議論いただいて、高見課長からもこのような工夫をするという発言をいただいています。

総務省（高見課長） 一応、確認ですけれども、ここで「調査票の設計」と書いてあり

ますが、調査票の設計は変わらないけれども、「記入のしかた」が変わるというのも、この表現の中に含まれるということでもよろしいですか。

美添部会長 なるほど、失礼しました。そういうことですね。対案はどう表現しますか。付加価値情報を反映するための工夫ですか。

総務省（高見課長） 「4 欄の『記入のしかた』の記載方法を工夫するなど、付加価値を反映させるための設計」ですか。

美添部会長 それでは「調査票の」というところを削除することにいたします。事務局、よろしいでしょうか。

総務省（高見課長） 「記入のしかた」というのは別にあってもなくてもいいと思います。

美添部会長 そうですね。さまざまな工夫があり得るわけです。調査員の手引のたぐいもあるわけです。

それでは、ここまで御確認いただいたことにして、次の（ウ）をお願いします。吉田さん、朗読をお願いします。

吉田企画官 「調査方法」であります。まず「本社等一括調査等」についてです。

従来の事業所・企業統計調査においては、調査員が事業所ごとに調査票の記入を依頼してきたが、調査員の目視では捕捉が困難である事業所及び企業が把握できない等の課題があった。基礎調査においては、これらの課題を克服し、事業所及び企業を捕捉するため、本社等に対して支所である事業所も含め調査票の記入を依頼する本社等一括調査を導入する計画である。

これにより、企業全般における調査票記入者負担が軽減されるとともに、本所・支所の関係の情報が網羅的に把握されることにもなることから、おおむね妥当である。

しかしながら、本社等一括調査では、支所を含めた調査票の記入依頼を行うため、本社等における記入漏れが生ずるおそれがある。したがって、本社等の調査票記入者に対して調査単位である事業所の定義に係る理解の徹底を図ることが重要である。このため、具体的に事業所の例示を工夫するなど「調査票の記入のしかた」等調査関係書類の充実や広報による調査客体への周知の徹底を図る必要がある。

なお、調査票記入負担軽減に資するため、配布する調査票へ事前に平成 18 年事業所・企業統計調査調査結果情報をプレプリントすることとしているが、これを調査票記入者が的確に調査日現在の状況に合わせて修正ができるよう「調査票の記入のしかた」などを充実し実施することが必要である。

美添部会長 ありがとうございます。

まず、最初の段落の「従来の～計画である。」まで、ここについて何か御意見ありますか。特にないでしょうか。2 行目の最後の「捕捉が困難である事業所及び企業」の表現はこれでよろしいですか。「企業」はなくても意味が通じますが、あってもおかしくはないという程度の認識です。

総務省（高見課長） なくてもいいと思います。

美添部会長 把握できなかったのは、確かに「事業所」ですね。集計する時には「企業」

まで捕捉するという事です。

総務省（高見課長） 「企業」といった場合にどういう概念でとらえるか。その場所にあるものを「企業」というのであれば、ここにあってもいいと思います。

美添部会長 いえ、「企業」とは言いません。場所の概念は、「事業所」です。

総務省（高見課長） 事業所であるということであれば、「事業所」だけの方がいいかと思います。

美添部会長 私もそう思いますが、特段ほかの御意見ございませんか。そうすると、2行目の「捕捉が困難である事業所が把握できない」と、4文字削除でお願いします。

総務省（高見課長） 4行目の「企業」も取るのですか。

美添部会長 集計事項として「企業」もあるので、残してよいと思います。

次に「これにより、企業全般における～おおむね妥当である。」は、「おおむね」ですか。ただの「妥当である。」ではないのでしょうか。

総務省（高見課長） 実は私もそれを言おうと思っていました。

美添部会長 次の段落に「しかしながら」があるのですが、これは、周知の徹底を図らないという原案だったらそのとおりですが、次の段落と関係するので「しかしながら～周知の徹底を図る必要がある。」までについて、高見課長、御意見ををお願いします。

総務省（高見課長） 御指摘のとおり「しかしながら」の6行は、特に具体的な議論は部会ではなかったのですが、いずれも元々やるつもりでいることですので、「おおむね」ではないのではないのでしょうかということをお願いしようと思いましたが。

美添部会長 部会長提案ですが「おおむね妥当である。」をただの「妥当である。」にして「しかしながら」を「なお」に直す。その次の段落の「なお」を「さらに」程度にすれば、十分意味は通じると思いますが、事務局、それでよろしいですか。

吉田企画官 そうすると、形式的な整理ですが「しかしながら」を落としてしまって、最後の部分を「必要がある。」というのはちょっと強過ぎると思いますので「望ましい。」とか、そういうトーンに落とした方がよろしいかと思えます。

美添部会長 では、「おおむね妥当である。」を「妥当である。」にした後「なお、本社等一括調査では」と続けて、最後が「図ることが適当である。」でよろしいですか。

吉田企画官 はい。

美添部会長 次は「なお」を「さらに」に直して、末尾が「することが適当である。」でよろしいでしょうか。

それでは、次の「②行政記録」の活用をお願いします。

吉田企画官 基礎調査においては、調査員の目視では捕捉できないS O H O等の事業所及び企業が存在することから、行政記録情報の活用により捕捉して準備調査名簿を作成し、調査を実施する計画である。

これは、これまで事業所及び企業の母集団名簿の作成を目的の一つとして実施してきた事業所・企業統計調査においては、法人企業の客体数が法人企業統計調査との大幅な乖離が生じていたことを踏まえた改善策として導入するものであり、おおむね妥当である。

なお、より精度を高める観点から、商業・法人登記簿情報以外の行政記録情報も活用することが考えられるが、現在統計委員会基本計画部会において行政記録の更なる活用方策について検討が進められている状況にあることから現時点ではやむを得ない。

美添部会長 これについても第1段落について、まず御意見をお伺いします。「基礎調査においては～計画である。」までですが、ここはよろしいでしょうか。

総務省（高見課長） ここも同じように「及び企業」を削除するのですか。

美添部会長 そうですね。3ページ目の下から2行目「及び企業」の4文字を削除するということによろしいですか。

では、4ページ目の「これは～おおむね妥当である。」までについての表現はいかがでしょうか。高見課長。

総務省（高見課長） ここも「おおむね」なんだろうという疑問があります。「なお」以下のことは、現在ではまだできないことを言っているので、現時点では妥当としていただきたいんです。

美添部会長 そうすると「なお」以下をどう変えたらいいのか、提案はありますか。

事務局 事務局の方からよろしいでしょうか。ここで「おおむね」と入れたのは、（ウ）では21年調査の母集団名簿整備という整理でございまして、それは今、基本計画部会を審議しておりまして結論は出ない。ただ、ちょっと飛びますが、先の話ですが（オ）では、さらに基本的な、23年の準備調査名簿として、21年調査後の名簿の劣化防止という形で書き込むという2段構えの構成にしております。したがって（オ）で少し強目に言う限りにおいて（ウ）で「妥当」とするのはやや整合性に欠けるかと思いましたので、こういう書き方にしたところでございます。

総務省（高見課長） それは、活動調査のためには今後こういうことをしなければいけないということなのでしょうが、今回の基礎調査について、何か課題があるということではないんじゃないでしょうか。

事務局 課題というか、だから、ここは「必要である。」ではなくて、メッセージを送っておく必要があるのではないかという部会審議の結果ではなかったかと認識しているわけです。

総務省（高見課長） それが「おおむね」になってしまうということなんですか。

美添部会長 「おおむね」はともかく、その下の「より精度を高める観点から～やむを得ない」までは明らかなので、これをどこにどのように書くかということです。

総務省（高見課長） なお書きの4行をやめろと言っているつもりは全然なくて、こういうことが将来の課題としてあるということは当然承知していますので、どこかに書いてあってもいいです。

美添部会長 事務局、いかがですか。後ほどの相談でよろしいですか。「なお」の4行を「おおむね妥当である。」の前に書く。「調査を実施する計画である。」の後に、これこれの事情があることを踏まえて「妥当である」と、そこまで持ってくる。結論は「おおむね妥当」ではなくて、「妥当」にするということによろしいでしょうか。100%妥当かということ、ちょっと辛いところがありますが、「おおむね」ではないということに

たします。

では、次の「(エ) 集計事項」を吉田さん、お願いします。

吉田企画官 集計事項については、本社等一括調査の導入により、本所・支所についての関係が高い精度でとらえられ、その正確な集計が可能となるため、企業情報である従産業、決算月、持ち株会社か否かを新規調査事項として把握し集計する計画である。

これについては、事業所及び企業における事業の多角化の実態を明らかにすることが可能となるなど、企業情報及び母集団情報の需要に即したものとなっており、妥当である。

美添部会長 ここは2段落ありますが、短いので、併せて御意見をお願いします。「これについては、事業及び企業における事業の多角化」云々というところが、先ほどの調査票の設計について、4の(1)で同じような表現で評価しています。内容としては類似ですが、設計についての評価と集計事項についての評価が分かれているということでもよろしいでしょうか。特段御異議ないものと認めてよろしいですか。

それでは、次の(オ)をお願いします。吉田さん、どうぞ。

吉田企画官 「(オ) 活動調査のための準備調査名簿情報の更新」として立てております。

基礎調査の実施後、平成23年に活動調査が実施されるまでの準備調査名簿情報については、引き続き商業・法人登記情報により随時更新を行う計画であり、おおむね妥当である。

しかしながら、商業・法人登記情報は、休業、廃業等により事業活動を行っていない事業所及び企業や、名称・所在地が実在のものとは異なるものが含まれており、調査員が現地で調査客体を把握する際に困難を伴うことが考えられる。

したがって、将来的には事業所単位の情報や廃止等事業活動情報が把握できる行政記録情報(厚生労働省の労働保険情報等)を活用するなどにより、確度が高い準備調査名簿を作成する必要がある。

美添部会長 ありがとうございます。

これについても、3段落ですが、併せて議論をお願いします。1段落目は、23年の活動調査までの話で、先ほど坂井さんが指摘したとおりです。高見さん、実施者として何か発言ありますか。

総務省(高見課長) 内容的には特にはないですが、今回の諮問の時にこういう計画を提出していないですが、こういう書きぶりでもいいのかなど、ちょっと思いました。

美添部会長 私もそう思いますが、これはどこに書いたらいいのでしょうか。確かに直接の諮問事項ではないので、どこに置いたらいいかですね。今後の課題ではないし、しかし、これはやってほしいことではある。場所の問題ですか。坂井さん、何かありますか。

事務局 ここは確かに部会長とも議論させていただいたのですがけれども、この基礎調査の成果というのは、まさに23年調査の母集団名簿という非常に重要なものになる。したがって、基礎調査の一環で、ある意味で統計委員会としてメッセージを送った方がいい

だろう。仮に23年で遡及して議論するというのも形式的にはあり得るかもしれませんが、実行上ほとんど意味がなくなるものですから、とりあえず前倒ししてここに書かせていただいたということをございます。今後の課題に入れるかというところもございますけれども、ここの部分はやはり一環という意味で、1の文脈の中で記載した方がいいだろうと事務局としては考えさせていただいた次第です。

吉田企画官 今後の課題と書くと、この調査が次、次というふうには必ず行われるということもあるので、それは明確になっていない中でこれを言うてはまずいだろう。ですから、今後の課題ではなくて、現在実施する調査の中で何らかの対応をしておく必要があるということをおっしゃる必要があるのだろうと考えたものです。

総務省（高見課長） こういう書き方もありなのだとおっしゃることであれば、それでいいと思います。

美添部会長 ここは預らせていただけますか。「おおむね妥当」という評価をここですべきかどうか。必要であることは確かです。基礎調査の実施後、活動調査までの準備調査名簿について発言はありましたけれども、ここで評価するかどうかはまた別なことだという発言も、もっともだと思います。何らかの形で、今後の課題ではなくて（イ）のどこかに書きたい、そこまでは御理解いただいたとして、どのように書くか、少し相談させていただけますか。

今井さん。

経済産業省 細かいことで申し訳ないんですけども、もし書かれるということをございましたら、事務的には21年の工業統計調査結果についても更新情報として、是非、新規の事業所については使っていただくようなことをお願いをしているところでもございますので、この商業・法人登記簿情報によりということだけではなくて、そこら辺も含めて読めるような書きぶりをしていただければと思います。

美添部会長 工業統計調査結果、なるほど。等のたぐいが必要だということですね。

経済産業省 そうです。

美添部会長 そこも含めて、ここは事務局で検討させてください。

次のウの朗読をお願いします。

吉田企画官 「ウ 事業所・企業統計調査の中止」です。

総務省は、基礎調査の実施に伴い、事業所・企業統計調査を中止する計画である。

基礎調査は、これまでの事業所・企業統計調査が果たしてきた機能と役割に加え、①行政記録情報を活用することにより、S O H O等調査員による目視では捉えられなかった事業所及び企業を把握することにより、各種統計調査のための母集団情報として、事業所及び企業の捕捉率の高い名簿情報の提供が可能となること、②基礎調査に本社等一括調査を導入することにより、本所・支所との関係が漏れなく把握でき、より充実した企業情報の提供が可能となるなど、事業所・企業統計調査の機能と役割は基礎調査に発展的に引き継がれることから、事業所・企業統計調査を中止することは妥当である。

美添部会長 ありがとうございます。

これにつきまして、御意見いかがでしょうか。最初の2行はよいと思います。すべて

まとめてお願いします。

総務省（高見課長） ここも①の最初に出てくる「及び企業」は削除するということでよろしいですね。

美添部会長 「目視で捉えられなかった事業所及び企業」を「事業所を把握することにより」とする。

ほかにございますか。経産省、この書き方でよろしいでしょうか。

経済産業省 特にありません。

美添部会長 それでは、今の「及び企業」を削除ということで御了解いただきます。

次のエにつきましても朗読をお願いします。

吉田企画官 「エ 商業統計調査の実施時期の変更」です。

経済産業省は、平成 21 年に実施を予定していた商業統計調査（簡易調査）について、同年に予定する基礎調査の実施に伴い中止し、現在の商業統計調査（簡易調査）で調査している調査事項については、2 年後の平成 23 年に実施される予定の活動調査において把握することを計画している。

基礎調査を実施することにより、①商業統計調査の調査対象である卸売・小売業の事業所及び企業の捕捉率が高まるとともに、経理項目の把握に重点を置いた活動調査の実施により、商業統計調査（簡易調査）に比べ充実した精度の高い情報が得られること、②商業統計調査（簡易調査）で調査している経理項目は、商品販売額のみであり、同調査の結果を用いて作成している加工統計への影響は小さいと考えられることから、商業統計調査の実施時期を変更することは妥当である。

美添部会長 これにつきまして、いかがでしょうか。特に経済産業省からの御意見を伺いたいと思いますが、小林さん、お願いします。

経済産業省（小林室長） この案文で結構だと思います。

美添部会長 ほかに御意見ございませんか。それでは、ここはお認めいただいたものとします。

最後に「2 今後の課題」についても朗読をお願いします。

吉田企画官 総務省は、今後の行政記録の活用の進捗状況を踏まえ、事業所母集団データベース等の母集団情報の整備に資する基礎調査の今後の在り方について、検討する必要がある。

美添部会長 ここで言う総務省は全体を含めるのですか。政策統括官室と調査部、両方含めた表現ですか。

吉田企画官 そうです。

事務局 両方含めた表現です。

美添部会長 そう読むのですね。

事務局 はい。

美添部会長 これでいかがでしょうか。菅委員、お願いします。

菅専門委員 「事業所母集団」と書いてありますが「事業所・企業」ではないかと思われるのですが、いかがでしょうか。

総務省（高見課長） ここは事業所母集団データベースという名前、固有名詞になっています。その部分ですよね。

菅専門委員 はい、そうです。

総務省（高見課長） それをそのまま使っているということです。

菅専門委員 もしそうであるならば、括弧書きではないかと思われま

美添部会長 現在運用されているデータベースの名前が事業所母集団データベースということですか。

総務省（高見課長） 新統計法で書かれているものです。

美添部会長 菅委員の指摘は、ここを括弧書きにしたら明確ではないかということですが、何か差し障りがありますか。

総務省（高見課長） 統計法にも書かれている文章なので、そのままかぎ括弧なしで引用してよいと思います。

吉田企画官 この事業所母集団データベースというのは、統計法の中に、総務大臣は事業所母集団データベースを整備すると書かれてお

美添部会長 一般の人が読んでわかるという保証はないと思いますが、これでお認めいただけるでしょうか。

それでは、一部、部会長預りとした箇所がありますが、それ以外の部分については、承認をいただいたものとします。

今後の事務局における文章審査の関係もありますので、修文の内容については、部会長に一任していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

美添部会長 ありがとうございます。それでは、修文を必要としない部分は部会として採択することといたします。

本答申案につきましては、修文の上で、8月20日水曜日に開催予定の第12回統計委員会に図ることといたします。

また、本日の部会の結果概要についても、答申案と併せて統計委員会において報告いたします。

中田政策統括官、何か発言がございましたら、お願いします。

中田統括官 美添部会長並びに企業統計部会の委員の皆様におかれましては、これまで4回にわたりまして、熱心な御議論を賜りまして、本日、答申案をおまとめいただいたということで、深く感謝を申し上げます。

この経済センサスは非常に大きな統計でございまして、これまで構想段階、企画段階を経まして、非常に時間をかけて準備をしましてまいりましたけれども、本日、御答申をおまとめいただきましたので、これによってまた次の大きなステップに進むことができると考えてございます。

今後、具体的な調査計画の策定を行うことになりま

員の先生方におかれましては、引き続き御支援を賜りますようお願い申し上げます。

本日はどうもありがとうございました。

美添部会長 最後に事務局から連絡事項があるとのことです。吉田さん、お願いします。

吉田企画官 本日お配りした資料の席上配付資料で前回の議事録をお配りしてございます。後ほどメールでもお送りいたしますけれども、8月8日までに内容を確認していただいて、修正する箇所等ございましたら、メール、FAX等、適宜の方法でお返しいただければと思います。

それから、本日の議事録につきましては、また改めてメール等でお送りさせていただきますので、お手数かけますけれども、よろしくお願いいたします。

美添部会長 4回にわたる部会審議に御協力いただいて、改めて感謝いたします。

以上で閉会といたします。